

2008年4月7日

石川 県 知 事
谷 本 正 憲 様

申 入 書

北陸電力管内だけでなく全国各地の多くの市民から再稼働反対の声が寄せられている中、3月26日に志賀原発2号機の原子炉起動が強行されました。ところが、早くもその一週間後の4月1日、気体廃棄物処理系で水素濃度が異常上昇するという事故が発生し、翌4月2日に原子炉は停止されました。

異常発生から原子炉停止に至るまでの北陸電力の対応は、99年当時の臨界事故とその隠ぺいで明らかになった「安全性よりも工程優先」、「隠す企業体質」が少しも変わっていないことを印象づけるものでした。さらに、北陸電力は停止中の総点検作業により全設備の健全性を確認し、保安院も特別保安検査によりその確認をしたはずなのに、いったい何のための総点検、保安検査だったのかと疑問を抱かざるをえません。

それに加えて、石川県の対応も、原子力発電所の安全を確保するために厳しく監視するという姿勢を欠き、県民の安全確保の立場に立っているとは言いがたいものでした。

そこで、下記の項目について、申し入れるとともに回答を求めます。

記

1. 最初の異常発生の通報後に、直ちに原子炉を停止して原因究明をするよう求めるべきだったと考えるが、なぜそのような指示をしなかったのか。
2. 水素濃度が何回も計測限界値を超えていたこと等、重要な情報が原子炉を止めた後になって公表されるなど、基本的な情報公開が不十分であり、県として改善を求めるべきである。この点に関して、今後どのように対応していく考えか。
3. 臨界事故隠しで明らかになった「工程優先」、「隠す体質」が変わっていないことが明らかになった。同様の事故が繰り返されることを防ぐには、いわゆる「再発防止策」の抜本的な見直しが必要であり、それが十分にされない限り、1号機2号機ともに原子炉の再起動は認めるべきではないと考えるが、どうか。
4. 原子炉の出力を低下させてから約3時間後に事後報告がされたが、これでは遅すぎる。連絡基準を見直すべきではないか。見直しを検討しているのか。
5. 立ち入り調査が、原子炉停止後に外部への放射能漏れがないことを確認するだけのセレモニー化している。原子炉出力やモニタリング・ポストの値だけではなく、サイト内の各種モニター値等についても確認し、県として安全運転を監視する姿勢を示すべきだと考えるが、どうか。

石川県平和運動センター	代表	嶋垣 利春
社民党石川県連合	代表	宮下登詩子
能登原発差止め訴訟原告団	代表	堂下 健一
命のネットワーク	代表	盛田 正
原発震災を案じる石川県民	代表	中垣たか子